

大田市公告第128号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに大田市に意見書を提出することができる。

令和7年9月5日

大田市長 楫野 弘和



記

- 1 都市計画の種類 地区計画
- 2 地区計画の名称 大田都市計画
大田市駅前（西側地区）地区計画
- 3 位置及び区域 大田市大田町大田の一部 約5.9ha
- 4 縦覧期間 令和7年9月16日から令和7年9月29日まで
(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）
に規定する休日を除く。)
- 5 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- 6 縦覧場所 大田市大田町大田口1111番地
大田市役所建設部土地区画整理課内